

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業における働き方改革への対応を進めるため受注者の負担軽減を図ることを目的として、徳島県農林水産部委託業務成績評定要領(以下「評定要領」という。)第2条で定める成績評定(以下「評定」という。)の対象業務について、その定めによらず、業者の意向により評定の対象としない「委託業務成績評定の選択制」(以下、「選択制」という。)を試行するために必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 選択制を試行する委託業務は次のいずれかとする。

- (1) 当初業務委託料が100万円を超え500万円未満の農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務(建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く)。
- (2) 当初業務委託料が100万円以下の農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務(建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く)が変更契約により100万円を超えた場合。

(選択制の取扱い)

第3条 選択制の試行の対象業務においては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 発注者は、対象業務が第2条の(1)に該当する場合は当初契約時に、(2)に該当する場合は対象となった変更契約時に、評定実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」(以下「意向確認書」という)により受注者に確認するものとする。
- (2) 業務成績の評価者は、受注者が評定の実施を希望しない場合、評定要領第2の規定にかかわらず評定を行わないものとする。
- (3) 発注者は、受注者が評定の実施を希望した場合、評定要領に基づき評定を行うものとする。
- (4) 意向確認書の提出は1回のみで、原則変更は認めないこととする。
なお、契約変更により委託料が100万円を超えなかった場合は、評定は行わないものとする。
- (5) 監督員は、完了検査の請求時に評定の実施希望の有無を意向確認書により検査員に通知するものとする。

(その他)

第4条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附 則 (令和5年4月26日策定)

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領の施行に伴い、「委託業務における成績評定の選択制の取扱い(試行)

(令和3年4月28日付け農山第146号)」は廃止する。